

事務所衛生基準規則

昭和四六・六・二五 労働省令第一六号

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	事務室の環境管理(第二条―第十 一条)
第三章	清潔(第十二条―第十七条)
第四章	休養(第十八条―第二十一条)
附則	

第一章 総則

(適用)

第一条 この省令は、事務所(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業(カードせん孔機、タイプライタその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。)に従事する労働者が主として使用するものをいう。)について、適用する。

2 事務所(これに附属する食堂を除く。)における衛生基準については、労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号)第三編の規定は、適用しない。

第二章 事務室の環境管理

(気積)

第二条 使用者は、労働者を常時就業させる室(以下「室」という。)の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。

らない。

(換気)

第三条

使用者は、室に最大開放部分の面積が床面積の二十分の一以上の窓その他の開口部（直接外気に向つて開放することができ、きるものに限る。）を設けなければならない。ただし、換気のための設備を設けた場合は、この限りでない。

2

使用者は、室における一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率（一気圧、摂氏二十五度とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合をいう。以下同じ。）を、それぞれ百万分の五十以下及び百万分の五千以下としなければならない。

(温度)

第四条

使用者は、室の気温が摂氏十度以下の場合、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。

2

使用者は、室を冷房する場合は、当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない。ただし、電子計算機等を設置する室

において、その作業者に保温のための衣類等を着用させた場合は、この限りでない。

(空気調和設備等による調整)

第五条

使用者は、空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。）又は機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。）で中央管理方式のもので設けている場合は、室に供給される空気が、次の各号に適合するように、当該設備を調整しなければならない。

一 浮遊粉じん量（一気圧、摂氏二十五度

とした場合の当該空気一立方メートル中に含まれる浮遊粉じんの重量をいう。以下同じ。）が、〇・一五ミリグラム以下であること。

二 当該空气中に占める一酸化炭素及び炭

酸ガスの含有率が、それぞれ百万分の十以下（外気が汚染されているために、一酸化炭素の含有率が百万分の十以下の空気を供給することが困難な場合は、百万

分の二十以下）及び百万分の千以下であること。

2

使用者は、前項の設備により室に流入する空気が、特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、室の気流を〇・五メートル毎秒以下としなければならない。

3

使用者は、空気調和設備で中央管理方式のものを設けている場合は、室の気温が摂氏十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。

(燃焼器具)

第六条

使用者は、燃焼器具（発熱量が著しく少ないものを除く。以下同じ。）を使用する室又は箇所には、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けなければならない。

2

使用者は、燃焼器具を使用する場合は、毎日、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

3

第三条第二項の規定は、第一項の換気のための設備を設ける箇所について準用する。

(環境測定)

第七条 使用者は、空気調和設備で中央管理

方式のものを設けている場合は、室について次の各号に掲げる事項を二月をこえない一定の期間ごとに測定し、その結果を記録しておかなければならない。

- 一 一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率
- 二 室温及び外気温
- 三 相対湿度

(測定方法)

第八条 この章に規定する次の表の上欄に掲げる事項についての測定は、同表の下欄に掲げる測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を使用して行なうものとする。

事項	測定器
浮遊粉じん	ガラスファイバー紙(○・三)
量	ミクロンのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十ミクロン以下の浮

遊粉じんを重量法により測定する機器又は当該機器を標準として較正された機器

一酸化炭素検知管方式による一酸化炭素の含有率
検定器

炭酸ガスの検知管方式による炭酸ガス含有率
検定器

気温
○・五度目盛の温度計

相対湿度
○・五度目盛の乾湿球の湿度計

気流
○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

備考 一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率(第三条第二項及び前条に規定するものに限る。)、気温、相対湿度並びに気流の測定は、室の通常の使用時間中に、室の中央部の床上七十五センチメートル以上百二十センチメートル以下の位置において行なうものとする。

(検査等)

第九条 使用者は、機械による換気のための設備について、はじめて使用する場合、分

解して改造又は修理を行なった場合及び二月をこえない一定の期間ごとに、異常の有無を検査し、その結果を記録しておかなければならない。

(照度等)

第十条 使用者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の種類に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならぬ。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。

作業の種類	基準
精密な作業	三百ルクス以上
普通の作業	百五十ルクス以上
粗な作業	七十ルクス以上

2 使用者は、室の採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならぬ。

3 使用者は、室の照明設備について、六月をこえない一定の期間ごとに点検しなければならぬ。

(騒音伝ばの防止)

第十一条 使用者は、カードせん孔機、タイプライタその他の事務用機器で騒音を発するものを、五台以上集中して同時に使用する場合は、騒音の伝ばを防止するため、しや音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。

第三章 清潔

(給水)

第十二条 使用者は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲用し、又は食器の洗じように使用する水を供給する場合は、当該水について、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 地方公共団体等の行なう水質検査により、水道法第四条の規定による水質基準に適合していることを確認すること。

二 給水せんにおける水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一(結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、百万分の〇・二(結合残留塩素の場合は、百万分の一・五)以上にすること。

三 有害物、汚水等によつて水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講ずること。

(排水)

第十三条 使用者は、排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及びそうじを行わなければならない。

(清掃等の実施)

第十四条 使用者は、日常行なう清掃のほか、

清掃及びねずみ、こん虫等の防除をそれぞれ六月をこえない一定の期間ごとに、統一に行なわなければならない。

(労働者の清潔保持義務)

第十五条 労働者は、事務所の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にするにしなければならない。

(便所)

第十六条 使用者は、次の各号に定めるところより便所を設けなければならない。

- 一 男子用と女子用に区別すること。
- 二 男子用大便所の便房の数は、同時に就業する男子労働者六十人以上ごとに一個以上とすること。
- 三 男子用小便所の箇所数は、同時に就業する男子労働者三十人以上ごとに一個以上とすること。
- 四 女子用便所の便房の数は、同時に就業する女子労働者二十人以上ごとに一個以上とすること。
- 五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造

とすること。

六 流出する清浄な水を十分に供給する手

洗い設備を設けること。

2 使用者は、便所を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

(洗面設備等)

第十七条 使用者は、洗面設備を設けなければならない。

2 使用者は、被服を汚染し、又は汚染するおそれのある労働者のために、更衣設備を設けなければならない。

第四章 休養

(休憩の設備)

第十八条 使用者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

(睡眠又は仮眠の設備)

第十九条 使用者は、夜間、労働者に睡眠を与える必要がある場合又は労働者が就業の

途中に仮眠することができる機会がある場

合は、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男子用と女子用に区別して設けなければならない。

2 使用者は、前項の場所には、寝具、かやその他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

(休養室等)

第二十条 使用者は、常時五十人以上又は常時女子三十人以上の労働者を使用する場合は、労働者のが床することができる休養室又は休養所を、男子用と女子用に区別して設けなければならない。

(立業のためのいす)

第二十一条 使用者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のある場合は、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。ただし、第十一条の規定は、昭和四十六年十二月一日から施行する。